**第5章　団体の解散**

**第12条（解散）**

この団体は次に揚げる事由により解散する

1. 総会の決議
2. 目的とする活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠乏

**第6章　　雑則**

**第13条（細則）**

1. この規約は、この団体成立の日である　２０２０年１月７日から施行する。
2. この団体の設立当初の役員は次にあげる者とする

　会長　　　　望月さおり

　副会長　　　佐野幸江

　事務局長　　織田友恵

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

令和　　　年　　　　月　　　　日

ＮＰＯ文化芸術普及団体　日本のイロハ　代表　望月さおり